

令和 8 年 6 月 23 日
消費者庁参事官（公益通報・協働担当）

「公益通報者保護法第十六条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令（案）」に関する御意見募集の結果について

消費者庁では、「公益通報者保護法第十六条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令（案）」について、広く国民の皆様にご意見を募集したところ、6件の御意見（このほか、今回の意見募集とは直接関係しない御意見10件）が寄せられました。

提出された御意見のうち、本件に直接関係する御意見及びそれに対する消費者庁の考え方について、次のとおりお知らせいたします。

- 1 意見募集期間：令和8年3月23日（月）から同年4月21日（火）まで
- 2 意見提出方法：インターネット（電子政府の総合窓口〔e-Gov〕意見提出フォーム）又は郵送
- 3 提出された御意見及びそれに対する消費者庁の考え方

提出された御意見	御意見に対する消費者庁の考え方
今回示されている「公益通報者保護法第十六条第一項の規定による立入検査をする職員の身分証明書の様式」については、立入検査という権限行使の性質を踏まえれば、一定の合理性があると考えます。立入検査は事業者の事業活動や施設、内部体制に直接関与する行為であり、検査を受ける側にとっては心理的・実務的な負担も大きいものです。そのため、検査を行う職員が誰であるのか、どのような法的根拠に基づいて行動しているのかを明確に示すことは、事業者の安心感や制度への信頼確保の観点から重要です。官職や氏	賛成の御意見として承ります。 身分を示す証明書の様式の記載事項は他の法令との平仄をとったものであり、かつ、あくまで検査の実施に当たり提示するにとどまるため過度なリスクがあるとは考えておりませんが、頂いた御意見は、検査に関する今後の運用の検討の参考にさせていただきます。

名、顔写真を含む身分証明書の携帯・提示を義務付けることは、なりすましや権限外行為を防止する効果も期待でき、適正手続の観点から肯定的に評価できます。

一方で、いくつか留意すべき点もあると感じます。第一に、提示される個人情報範囲についてです。官職や氏名、生年月日、顔写真といった情報は、職員を特定するには十分である反面、悪用された場合のリスクも無視できません。立入検査は必ずしも友好的な場面ばかりではなく、通報案件の性質によっては対立的な状況も想定されます。その中で、検査職員の個人情報が過度に相手方に知られることによる安全面やプライバシーへの配慮は、制度運用上も十分検討されるべきです。例えば、生年月日まで提示する必要性については、本人確認上の実益とリスクのバランスを改めて検討してもよいのではないのでしょうか。

第二に、制度の趣旨との関係です。公益通報者保護法は、本来、通報者が不利益を受けることなく不正を明らかにできる環境を整えるための法律です。立入検査制度は、その実効性を高めるための手段の一つですが、検査の存在自体が事業者に対して「監視」や「萎縮」を強く意識させすぎると、形式的な対応や過度な防御姿勢を招くおそれもあります。身分証明書の厳格さが、権限の強調として受け取られすぎないように、検査の目的や範囲、事業者との対話を重視する姿勢を並行して示すことが

<p>重要だと思います。</p> <p>総じて、身分証明書様式の明確化自体には賛成ですが、それが「権限行使の象徴」にとどまらず、適正で信頼される行政運営の一部として機能するよう、個人情報保護や運用上の丁寧さにも十分配慮されることを期待します。公益通報制度が、行政と事業者、そして国民の間の信頼の上に成り立つ仕組みであり続けるためには、こうした細部の設計と運用が極めて重要だと考えます。</p>	
<p>円安、イラン情勢等も踏まえ緊急の物価対策が必要。</p> <p>にも関わらず権限ある機関である消費者庁は終わった話題である公益通報に専念してやる気が見られない。そこで公益通報の立入検査身分証明書に</p> <p>【物価対策が消費者庁の所掌であるにも関わらず怠り国民生活を苦しめたままにしています】</p> <p>と書いてはどうか。</p>	<p>原案の記載をもって身分証の内容を適切に表記できていると考えています。</p> <p>よって、原案のとおりとします。</p>
<p>行政リソースの重複と優先順位の欠如</p> <p>本制度の所管部局は、物価高騰対策を司る「物価問題に関する関係閣僚会議」の事務実務をも担っている。現在、国民生活は長引く物価高騰により困窮しているが、政府・消費者庁による物価抑制策や市場監視は実効性を欠き、事実上の「不作為」状態にあると言わざるを得ない。このような状況下で、事務負担を増大させる新たな立入検査用の身分証様式を整備し、組織を拡張させることは、行政リソースの適切な配分とい</p>	<p>御指摘の点については、公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和7年法律第62号）による改正後の公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第16条第3項の規定に基づき同条第1項の規定により職員が立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならないこととされており、今回の「公益通報者保護法第十六条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める内閣府令（案）」にて、身分を示す証明書の様式を定</p>

<p>う観点から容認し難い。</p>	<p>める必要があるものです。</p>
<p>本様式案により立入検査権限の「形」を整える前に、行政がなすべきは、国民の生活を根底から脅かす「物価高騰」という喫緊の危機に対し、所管部局がその持てる全リソースを投じて実効性ある対策を講じることである。国家の信頼は、形式的な権限の整備ではなく、国民の命と暮らしを守るという「結果」によってのみ証明される。現在の不作為とも言える停滞を打破しないまま、新たな権限行使の象徴である身分証様式を定めることは、行政の優先順位を著しく逸脱したものであり、断じて容認できない。</p>	
<p>権限行使に相応しい「強い規律」の欠如 公益通報者保護法に基づく「立入検査権限」は、民間経済活動に対する強力な介入です。このような権限を行使する身分証を定める以上、その主体となる行政組織には、一点の曇りもない執行能力と、国民に対する責任感が求められます。自らの主務である物価安定において責任を果たせぬ組織が、新たな介入権限の「盾」となる身分証を手にすることは、行政への信頼を失墜させる「権威の過信」を招く恐れがあります。</p>	
<p>行政は「身分証の様式」という形式を整える前に、公益通報者保護の実効性を高め、企業の不正や不条理な困り込みを厳格に監視する「本来の職務」を果たすべきである。</p> <p>「管理のための厳格化」と「実効性</p>	

<p>の欠如」の矛盾</p> <p>行政は、国民に対してはスマホの乗り換えルールやマイナンバー制度などで微細な点まで「厳格化」して管理しようとする。しかし、企業の不正を監視する立入検査の現場においては、こうした「身分証の様式」を定めるなどの形式的な整備に終始し、実効性のある監督が行われているとは言い難い。</p> <p>庶民を縛り、大企業の不条理を放置する姿勢への抗議</p> <p>現在、通信業界等で横行している「ポイントによる実質的な拘束」や「不透明な端末販売」など、庶民の知恵と自由を奪う行為が放置されている。こうした企業の「不適切」な行為にこそ、新しく定める身分証を携えた職員が迅速に立入検査を行い、公益を守るべきである。</p> <p>「SDGs」や「安心・安全」の形骸化</p> <p>国が SDGs や健康寿命の延伸、自転車活用推進などを掲げながら、その裏で庶民の合理的な選択を規制で潰し、企業の利益を優先する姿勢は極めて不誠実である。本府令で身分証を整えるのであれば、それが単なる「やってる感」の演出ではなく、真に「庶民いじめ」を止めさせ、公正な市場環境を作るための武器として機能することを強く求める。</p>	
--	--